

特別養護老人ホームますみ荘
「指定短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(第 3370201117 号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 情報開示について	6
6. 苦情の受付について	6
7. 非常、災害時対策について	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 ますみ会
- (2) 法人所在地 岡山県倉敷市中島 8 3 7 番地 5
- (3) 電話番号 0 8 6 - 4 6 5 - 6 5 6 5
- (4) 代表者氏名 理事長 小出 尚志
- (5) 設立年月 昭和 4 8 年 2 月 7 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成 1 2 年 4 月 1 日指定
岡山県 3370201117 号
※当事業所は特別養護老人ホームますみ荘に併設されています。

- (2) 事業所の目的 短期入所生活介護
 (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム ますみ荘
 (4) 事業所の所在地 岡山県倉敷市中島837番地5
 (5) 電話番号 086-465-6565
 (6) 事業所長(管理者) 小森 弥彦
 (7) 当法人の基本理念 人権を尊び 人の人生を思いやり 慈愛と奉仕の精神を貫く。
 誠実、努力、健康
 (8) 開設年月 昭和53年10月23日
 (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	9:00~17:00

- (10) 利用定員 8人
 (11) 通常の事業実施地域 倉敷市(玉島地区、児島地区、真備地区を除く)
 (12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。ご利用される居室は、原則として1人部屋及び2人部屋です。ご契約者の選定によって決定します。ご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	2室	滞在費(室料+光熱水費相当分)を頂きます
2人部屋	3室	滞在費(室料+光熱水費相当分)を頂きます
合計	5室	
食堂	3室	介護老人福祉施設と共用
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 歩行訓練補助具各種 ホットパック、その他
浴室	3室	一般入浴・車椅子入浴・ストレッチャー入浴
医務室	1室	
静養室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、特別養護老人ホームを含め以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1以上	1名
2. 介護職員	4.3以上	4.3名
3. 生活相談員	2以上	2名
4. 看護職員	4以上	4名
5. 機能訓練指導員	1.4以上	1.4名
6. 介護支援専門員（兼務）	2以上	2名
7. 医師	0.2以上	必要数
8. 管理栄養士	1以上	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数、週38時間で除した数です。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週月曜日・木曜日 10:30～12:30
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7:30～ 9:00 16人 日中： 9:00～17:15 19人 " 17:15～18:45 16人 夜間：18:45～ 7:30 6名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 8:30～17:15 4名
4. 機能訓練指導員	毎週月～金曜日 8:30～17:15

☆土日は上記と異なります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の7～9割が介護保険から給付されます。

（割合に関しては、ご契約者によって異なります）

〈サービスの概要〉

① 食事の介助等

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・管理栄養士のおける、個人ごとの栄養マネジメントによる栄養管理をいたします。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食 7:40~8:30 昼食 12:00~12:45 夕食 18:00~18:45

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 生活相談

- ・ご利用者の日常生活上のことについて相談・援助致します。

⑥ 送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。(土日・祝日・年末年始以外) 但し、通常の事業実施地域外におけるご利用の場合は、通常実施地域を越えた地点から2kmにつき100円の交通費をご負担いただきます。

⑦ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金(1日あたり)〉 (契約書第7条参照)

- ・介護保険に定める、要介護度ごと及び利用居室による単位から算定されるサービス料の介護保険負担割合分をお支払い下さい。
- ・詳細は別表による。
- ・介護保険サービス料には、各加算を含みます。(別表)
- ・所得状況等による各種減免制度があります。(別表)
- ・ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く

金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 滞在費（別表）

- ・ご利用される居室により利用料が異なります。

② 食費（別表）

- ☆ ①、②については、所得状況等による各種減免制度があります。（別表）

③ 理髪・美容

[理髪サービス]

必要に応じて、職員またはボランティアにより理髪サービス（調髪、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：当面無料

[美容サービス]

美容師による美容サービス（調髪、パーマ、洗髪）が必要な方は、家族によって外部の美容サービスをご利用下さい。

④ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金： 当面無料（個別指定の材料代は除く）

⑤ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦ その他

特別に契約者と事業者との合意のもとに提供するサービスは実費をいただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

- ・利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。
- ・利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	①当日の利用料金の10%～30% (介護保険負担割合分) ②食費1食分(食事を準備している場合のみ) ③当日の滞在費

- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ・ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます

5. 情報開示について

契約者に係るサービス担当者等の会議での利用など、正当な理由がある場合は、利用者、家族の了解を求めたうえ、その個人情報を開示することがあります。

6. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者 施設長

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 統括部長 佐川 幸司

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00

また、苦情受付ボックスを1階・2階に設置しています。

利用者の選択により、ますみ会苦情等解決委員会に解決を求めることができます。

（2）行政機関その他苦情受付機関

倉敷市役所介護保険課	所在地	倉敷市西中新田640
	TEL	086-426-3343
	FAX	086-421-4417
	受付日時	8：30～17：15（土日祝日 12/29～1/3を除く）
岡山県国民健康保険 団体連合会	所在地	岡山市北区桑田町17番5号
	TEL	086-223-8811
	FAX	086-223-9109
	受付日時	8：30～17：00（土日祝日 12/29～1/3を除く）

※「苦情申出内容の連絡経路及び解決に向けての支援」は、別紙参照

7. 非常・災害時対策について

- ・年2回、夜間を想定しての避難訓練及び消火訓練を行っています。
- ・年2回の消火設備等の点検整備を行っています。
- ・施設内非常時体制及び連絡網の整備を行っています。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人ますみ会 特別養護老人ホーム ますみ荘

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所
氏名 印

代筆者氏名 印

身元引受人 住所
氏名 印

※この重要事項説明書は、倉敷市規則第 21 号（平成 26 年 3 月 26 日）第 2 条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階
- (2) 建物の延べ床面積 6,566.81 m²
- (3) 事業所の周辺環境 県道総社水島線 穴場神社バス停1分
倉敷記念病院に隣接し、付近は住宅地

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞ (特別養護老人ホームとの兼任)

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名以上の介護、看護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

2名以上の生活相談員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

4名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

1名以上の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

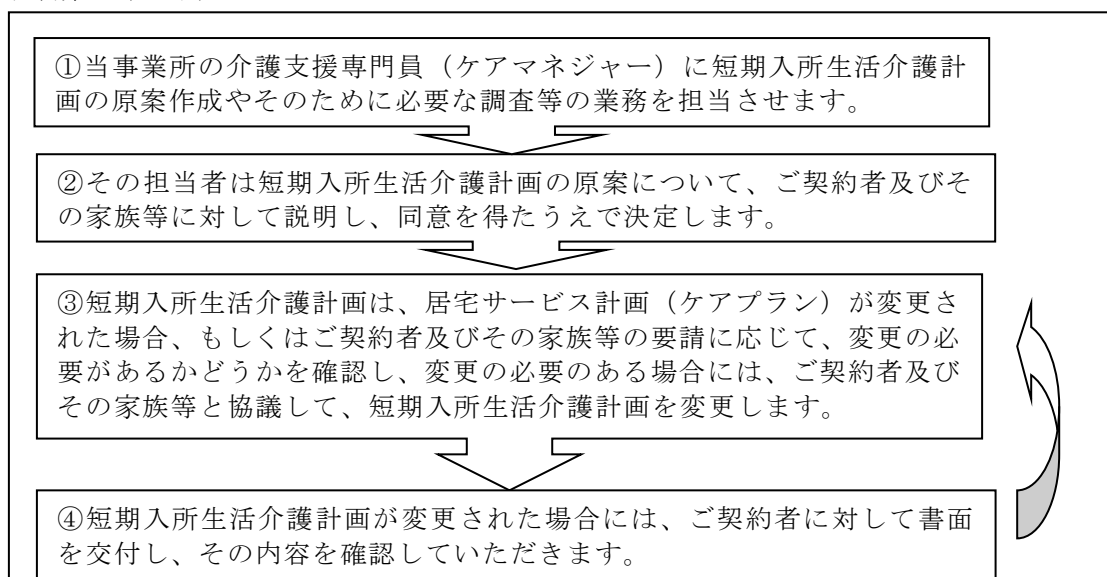
2名以上の介護支援専門員（兼任）を配置しています。

医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の医師（非常勤）を配置しています。

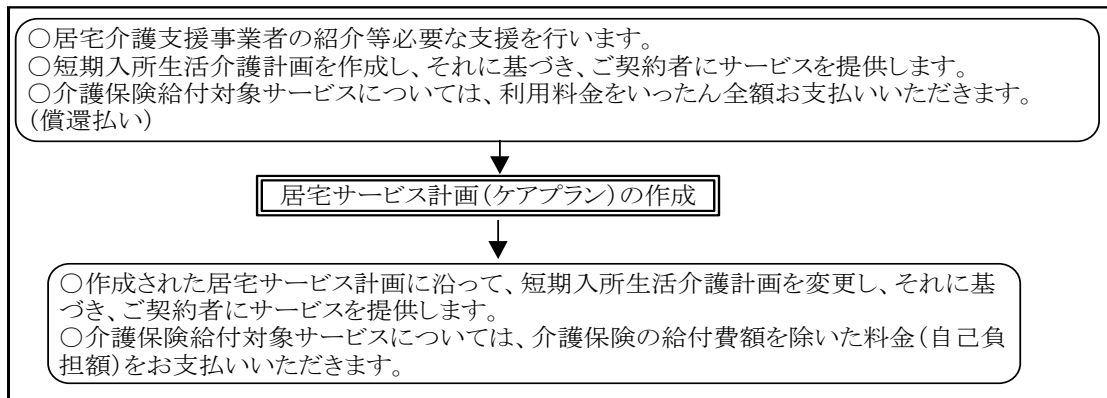
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

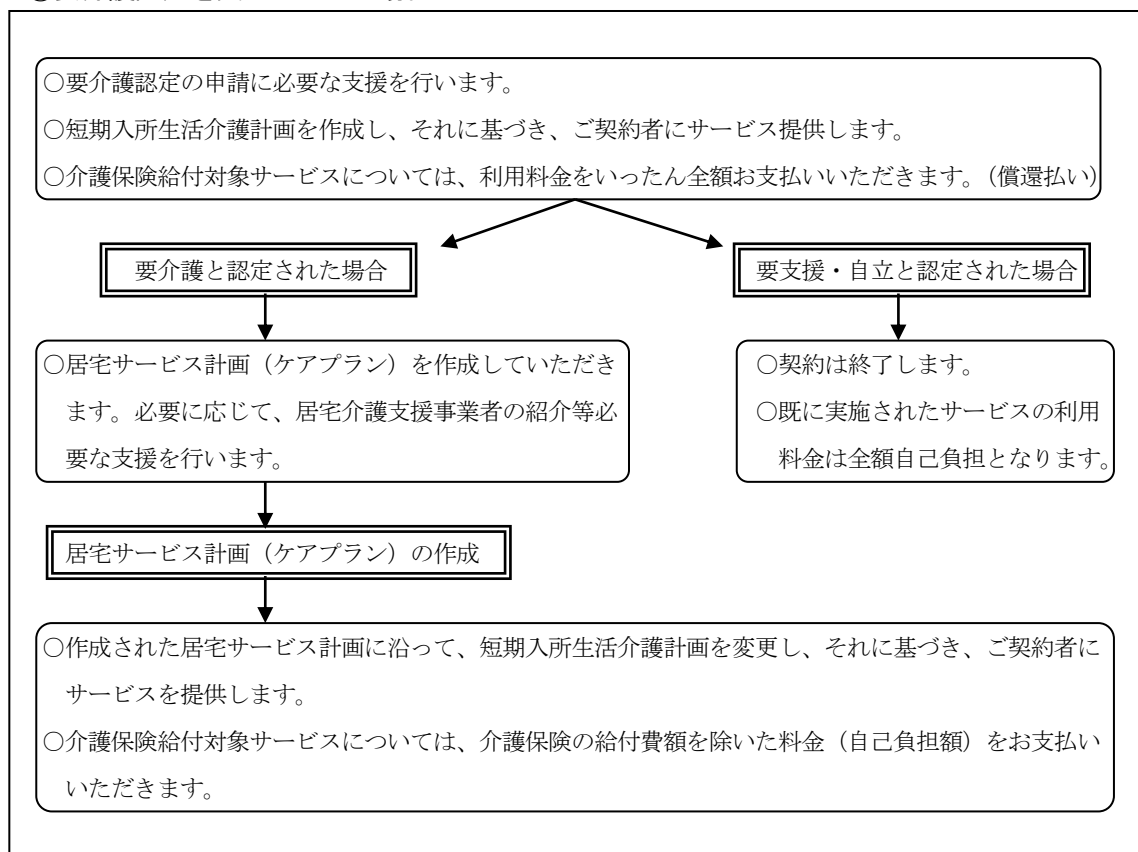


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。

- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。また退職後にあっても同様です。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。
日常生活に必要な衣類、身の回り品等

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第12条参照）

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ・当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような行為、公の秩序を乱す行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内で喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 誠和会 倉敷記念病院
所在地	倉敷市中島831
診療科	内科、脳神経内科、整形外科、腎・泌尿器科 耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	桑鶴歯科医院
所在地	倉敷市中島827-1

6. 損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参照）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①ご契約者が死亡した場合②要介護認定によりご契約者の心身の状況が要支援・自立と判定された場合③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい） |
|---|

い。)

⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 17 条、第 18 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者をご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 19 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。